

工小林政敏なるものとの間に背信云々の問題より小林を社主の間諜と目して憤怒せる正進會員と小林に加擔せし職工等との争闘となり、遂に十八個の五號活字臺を轉覆して版組を不能ならしむるに到れり、急報に接し日比谷署は警官を急派して布留川、北浦、伏下、生島、久徳、筆谷、鈴木、澤之井、田中の九名を引致し上記筆谷以下四名は二十七日釋放せられ、布留川以下順次五名は器物破毀なる罪名の下に起訴せられ東京監獄に收監されたり。尙ほ報知新聞事件の成行を知らんとして同社前に來れる正進會員桑原鍊太郎、諏訪與三郎、北村榮藏外十六名は日比谷署に檢束せられたり。

かくて殘餘の正進會員等は小林の態度を憤り、社主に對し「紛争の動機は小林に存するを以て同人に對し斷乎たる所置を取られたし」と申出でたるも社側は之を拒絶し「社の所置に不満なるものは退社すべし」と回答したり。茲に於て殘餘同志は更に「收監者に對する善後策を講ずるの必要あれば、所要の人員を残し他は退社を意味せざる退場を許されたし」と申出でたるも回答なく、三時間の後前記九名の外に十三名の解雇を發表したり。職工等は馘首の理由を質問したるも明答なく、工場には不穩を警戒せる警官ありて職工等も氣勢を擧ぐるに由なく、「二十七日再び會見すべし」とて引揚げたり。左記要求書は布留川會長既に事端を開き活字棚を轉覆したる後警察署に引致せらるゝに先立ち社主に提出したるものなり。

要求書

吾等は八時間二部制の必要を痛感し、昨年之れが施行の要求を提出し爾後一ヶ年を閲して今日に及ぶも、未だ實施を見ざるを深く遺憾として、去る七月卅一日再び之れを提出したるも是れまた顧みられず、仍て吾等工場員は更に之れに社内改善事項を添へ、改めて左の條々の通り之が即時實施を要求す。

- 一、八時間二部制(幼年工、婦女工、六時間)
- 一、最低賃銀八十圓。
- 一、幹部制度の撤廢。
- 一、専任赤字係りの廢止。
- 一、工場内諸設備の改善。
- 一、給料支拂日の變更。

友愛會大會の激勵

報知新聞は活字棚を轉覆せられたると、多數の職工を馘首したるため夕刊及び朝刊の發行に就き非常なる故障を生じたるも二十六日夕刊及び二十七日朝刊は小林政敏一派の軟派の就業に依つて辛じて休刊を免れたり、辨覆せられたる活字棚の整理を了し職工の不足を補顧するまで地方改版を中止し各版共市内版を以て終始し婦人附録の如き市内某印刷所をして印刷せしめたるため、數日に亘り同附録